

平成21年7月28日

新型インフルエンザの対応について

厚生労働省の運用指針改定(平成21年6月19日)を受け、当院を含む埼玉県内の医療機関では、平成21年7月9日より、新型インフルエンザへの対応を下記のとおり変更致しましたので、お知らせします。皆様方のご理解とご協力をどうぞよろしくお願い致します。

記

- 平成21年7月9日(木)より、原則としてすべての医療機関において「新型インフルエンザ」の診療を行うようになりました。
- 発熱等の症状がある場合は、かかりつけ等の最寄の医療機関の受診をお願いします。
- 受診する際には、事前に電話連絡を頂くとともに、感染防止のためマスクの着用をお願いします。
- 各保健所では、新型インフルエンザに関する相談窓口を設置し、お問い合わせ等に対応しておりますので、ご相談等ございましたらご利用願います。

以上

埼玉医科大学総合医療センター
病院長 吉本信雄